県営中山地区中山間地域総合整備事業換地計画書の縦覧 (農村整備課)..... 国営農地再編整備事業 (豊北地区江尻下換地区) 換地計画書の縦覧 (農村整備課) 六 国営農地再編整備事業(豊北地区河原換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課).......

県営萩往還地区広域営農団地農道整備事業変更計画書の縦覧 (農村整備課)

国営農地再編整備事業 (豊北地区上太田換地区)換地計画書の縦覧 (農村整備課)

土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)...... 土地改良事業計画変更の協議に係る決定 (農村整備課)..... 土地改良区役員の届出 (農村整備課) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課)

契約の締結 (物品管理課).....

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)

教委告示

山

П

山口県営改良住宅条例第三条第二項の規定により定める数値に関する告示の一部改正

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課).......

目

次

博物館の登録の抹消......

八

. 八 . 七

豊浦都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) 油谷河原土地改良区 土地改良区の名称 平成十九年四月十三日

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。 山口県告示第二百号 県報の正誤(平成十七年五月十三日山口県告示第三百十五号ほか一件) 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地

山口県告示第二百 号

平成一九、 認 可 年

四 月 日 兀

山口県知事

井

関

成

: =

計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、豊浦都市

平成十九年四月十三日

山口県知事

= 井

関

成

: 四

施行者の名称

五五四四

: : : 五五

都市計画事業の種類及び名称

豊浦都市計画下水道事業豊浦町公共下水道

Ξ 事業施行期間

六 六

平成六年二月十四日から平成二十六年三月三十一日まで

兀 事業地

七六

下関市豊浦町大字川棚、 豊浦町大字小串及び豊浦町大字吉永

山

山口県告示第二百二号

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三

山口県知事

二井

関

成

平成十九年四月十三日

区域の名称

一 区域の範囲

と十号を結んだ線に囲まれた区域次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号

"	"	"	"	"	"	"	"	"	美	市
									祢	
									市	名
"	"	"	"	"	"	"	"	"	大 嶺	大
									囲丁	字
									北 分	名
"	"	"	"	"	"	"	石	"	長	字
							田		田	名
_	_	_	_	=010=	Ξ	Ξ	Ξ	_		地
一八三三の四	_ 八 三	四		<u>=</u> の	<u>=</u> の	ŏ	ŏ	- 八-七	一八〇七の三	
の四		の四		Ξ	_				<u>の</u>	
										番
士	끄	실	占	六号	吾	띨	三	_ 号	_ 号	
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	標
										柱
										番
										号

山口県告示第二百三号

の位置を次のとおり指定した。建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

4 找一儿手911一三日

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十九年四月十三日

山口県知事 二 井 関 成

一四〇・八	二二・九	四 <u>·</u>	先長沢三	四田の字五二地ノ	一の五及び三六五八野田市大字小野	四小の野田	六山 五陽
(平方メートル道路の敷地とな	延 (メートル)	(メートル)	地	び 番	及	名	地

山口県告示第二百四号

年山口県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。 公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示 (平成九

平成十九年四月十三日

山口県知事 二 井 関

成

「一三号棟」に改め、 「○・九三」を「○・九一」に改め、同表安岡駅前県営住宅の項中「○・九一」を を「○・九一」に改め、同表一の宮県営住宅の項中「○・九四」を「○・九二」に、 の項中「○・九一」を「○・九○」に改め、同表山の田東県営住宅の項中「○・九二」 め、同表横野県営住宅の項中「〇・八七」を「〇・八六」に改め、同表白雲台県営住宅 「○・八三」に改め、同表川中西部県営住宅の項中「○・八四」を「○・八二」に改 「○・七七」を「○・七六」に改め、同表川中東部県営住宅の項中「○・八五」を 表栄県営住宅の項中「○・九○」を「○・八九」に改め、同表彦島県営住宅の項中 「○・八七」に改め、同表垢田県営住宅の項中「○・七八」を「○・七七」に改め、同 「○・九二」に改め、 「八号棟まで」に改め、同表西岐波県営住宅の項中「一号棟、二号棟及び一一号棟」を 「〇・九〇」に改め、同表大沢県営住宅の項中「四号棟まで、七号棟及び八号棟」を 表王司県営住宅の項中「○・八一」を「○・八○」に、「○・七七」を「○・七六」 同表平川県営住宅の項中「〇・九〇」を「〇・八九」に改め、同表恋路県営住宅の 同表稗田県営住宅の項中「〇・九二」を「〇・九一」に、「〇・八八」を 同表大内御堀県営住宅の項中「〇・八六」を「〇・八五」に改 同表西山県営住宅の項及び岬県営住宅の項中「〇・九三」を

A 植	項中						
A 棟及びB棟	A棟及びB棟	七号棟、八号棟、一一号棟及び一四号棟					
〇 ・ 八 九	〇·八九	0.40					
に 改 め、	ر خ	Ē					

同表上東

報

「○・八六」を「○・八五」に改め、同表周南県営住宅の項中

浪の浦県営住宅の項中「○・八一」を「○・八○」に、「○・七七」を「○・七六」 県営住宅の項中「○・八二」を「○・八一」に、「○・八六」を「○・八五」に改め、 県営住宅の項中「○・八二」を「○・八一」に改め、同表中津江県営住宅の項中「、F 五」に改め、同表梅ヶ丘県営住宅の項中「○・七五」を「○・七四」に改め、同表第二 び山中県営住宅の項中「〇・八六」を「〇・八五」に改め、同表浪の浦県営住宅の項中 同表花岡県営住宅の項中「〇・九二」を「〇・九一」に改め、同表萩谷県営住宅の項及 め、同表生野屋県営住宅の項中「○・八二」を「○・八一」に、「○・八六」を「○・ 棟及びⅠ棟」を「及びF棟からⅠ棟まで」に改め、同表大道県営住宅の項中「○・八 表和田県営住宅の項中「○・九六」を「○・九五」に改め、同表新庄北県営住宅の項中 「○・八六」に改め、同表両家県営住宅の項中「○・八七」を「○・八六」に改め、同 に、「○・八五」を「○・八四」に改め、同表今津県営住宅の項中「○・八九」を 「○・八六」を「○・八四」に改め、同表黒磯県営住宅の項中「○・八六」を「○・八 八五」に改め、同表旗岡県営住宅の項中「○・九三」を「○・九一」に改め、同表久保 「○・八六」に、「○・八四」を「○・八二」に改め、同表金剛山県営住宅の項中 一」を「○・八一」に改め、同表西浦県営住宅の項中「○・八七」を「○・八六」に改 「及びB棟」を「から○棟まで」に改め、同表大迫田県営住宅の項中「○・八八」を

Ц	1	П
B棟から○棟まで	A. 棟	△棟から○棟まで
0.40	〇・八三	〇・七〇」 を
は改め、同え屡ア	· 5	を

九三」を「○・九二」に、「○・九八」を「○・九七」に改める。 営住宅の項中「○・九○」を「○・八七」に改め、同表大内県営住宅の項中「及び二号 同表若山県営住宅の項中「○・七三」を「○・七二」に、「○・七七」を「○・七六」 県営住宅の項中「○・七六」を「○・七四」に、「○・八○」を「○・七八」に改め、 原県営住宅の項中「○・九七」を「○・九六」に改め、同表桜山県営住宅の項中「○・ 改め、同表第二金剛山県営住宅の項中「○・八七」を「○・八五」に改め、同表周陽県 県営住宅の項中「○・七七」を「○・七六」に改め、同表富田東県営住宅の項中「○・ に改め、同表ひばりケ丘県営住宅の項中「○・七三」を「○・七二」に改め、同表西桝 棟」を「から三号棟まで及び六号棟」に、「○・九○」を「○・八七」に改め、同表平 七八」を「○・七七」に改め、同表新堤県営住宅の項中「○・八七」を「○・八五」に

山口県告示第二百五号

山口県告示第三百二十二号)の一部を次のように改正する。 山口県営改良住宅条例第三条第二項の規定により定める数値に関する告示 (平成九年

平成十九年四月十三日

表中「○・九二」を「○・九一」に改める。 山口県知事

井

関

成

(一七六) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、

いて公衆の縦覧に供します。 ら同年八月十三日までの間、 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年四月十三日か 山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課にお

平成十九年四月十三日

山口県知事 井 関 成

名 称 大規模小売店舗の名称及び所在地 フレスタ岩国室の木店

所在地 岩国市室の木町一丁目五三六の

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏 株式会社フレスタ 広島市西区横川町三丁目二番三六号 邦生

株式会社フレスタ 広島市西区横川町三丁目二番三六号

氏

名

住

名 又 は 称 代表者の氏名

邦生

兀 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年十二月一日

所在地 名称 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン宇部 宇部市大字妻崎開作四一五の一

特に配慮を求める事項はない

意見の概要

(一七八) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地

平成十九年四月十三日

山口県知事 = 井 関

成

就任した役員

土地改良区の名称

監理 事事 の 別 氏

名

所

住

宇部市楠北土地改良区 監 事 岡本 克己 宇部市大字東吉部二六四一の二

(一七九) 市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議に係る決定

の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び条例の写しを次のと の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項 準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条 第百九十五号) 第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において おり縦覧に供します。 次の市町が行う土地改良事業の計画の変更の協議は、土地改良法 (昭和二十四年法律

平成十九年四月十三日

市町名

事業の内容

施行地区

大里南地区

ほ場の整備

事業の種類

山口県知事

_

井

関

成

平成十九年四月十六日から同年五月七日まで

二 縦覧の期間

Ξ 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一八〇) 土地改良事業の工事の完了の届出

次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の| |第一項の規定により、

平成十九年四月十三日

下関市 た者の名称又は氏名土地改良事業を行っ 事業の名称

農道の整備 内日地区

平成一四、

Ó

工事着手時期

工事完了時期

山口県知事

_

— 五

平成一六、

Ę

Ξ

九 四 平成一八、 "

 $\overline{\circ}$

五 _ = 平成一九, "

平成一八、 _ = 平成一八 四

 $\frac{-}{0}$

の用阿 改排武 修水北 施地 設区

ほ場の 整備 処地区

平成一七、

暗きょ 排水 排火

平成一六、

(一八一) 国営農地再編整備事業 (豊北地区上太田換地区) 換地計画書の縦覧

国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区上太田換地区の換地計画を定めたので、 条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、 次のとおり縦覧に供し 同

平成十九年四月十三日

山口県知事 =井 関 成

縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業 (豊北地区上太田換地区) 換地計画書の写し

縦覧の期間

平成十九年四月十六日から同年五月七日まで

Ξ 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

井 関 成 す。 平成十九年四月十三日

山口県知事

=

井

関

成

第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、

次のとおり縦覧に供しま

同条

国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区平畑換地区の換地計画を定めたので、

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

(一八二) 国営農地再編整備事業 (豊北地区平畑換地区) 換地計画書の縦覧

縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業 (豊北地区平畑換地区) 換地計画書の写し

縦覧の期間

平成十九年四月十六日から同年五月七日まで

Ξ 縦覧の場所

 \equiv

山口県農林水産部農村整備課

(一八三) 国営農地再編整備事業 (豊北地区河原換地区) 換地計画書の縦覧

第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、 国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区河原換地区の換地計画を定めたので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、 次のとおり縦覧に供しま 同条

す

平成十九年四月十三日

山口県知事

=

井

関

成

縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業 (豊北地区河原換地区) 換地計画書の写し

縦覧の期間

平成十九年四月十六日から同年五月七日まで

Ξ 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

五

П

1845 号

条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、 国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区江尻下換地区の換地計画を定めたので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

(一八四) 国営農地再編整備事業 (豊北地区江尻下換地区) 換地計画書の縦覧

平成十九年四月十三日

山口県知事 = 井 関

成

縦覧に供する書類

縦覧の期間 国営農地再編整備事業 (豊北地区江尻下換地区) 換地計画書の写し

平成十九年四月十六日から同年五月七日まで

Ξ 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一八五) 県営中山地区中山間地域総合整備事業換地計画書の縦覧

県営中山地区中山間地域総合整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条 第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供しま 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

平成十九年四月十三日

Щ

山口県知事 = 井 関 成

縦覧に供する書類

縦覧の期間

県営中山地区中山間地域総合整備事業換地計画書の写し

平成十九年四月十六日から同年五月七日まで

縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一八六) 県営萩往還地区広域営農団地農道整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

١J 県営萩往還地区広域営農団地農道整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項にお て準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年四月十三日

同

山口県知事

井

関

成

次のとおり縦覧に供し

縦覧に供する書類

県営萩往還地区広域営農団地農道整備事業変更計画書の写し

縦覧の期間

平成十九年四月十六日から同年五月七日まで

Ξ 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一八七) 種畜証明書の交付

号の種畜証明書を交付しました。 次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二

平成十九年四月十三日

山口県知事

井

関

成

第二十八山口県	番音証明書
(○五子山黒ーー七八三)	名
	前
黒毛和	品
和 種	種
黒毛和種平成一七、	生年月日
Щ	産
県	地
級	成検 績査
山口県畜産試験場美祢市伊佐町河原	び氏名又は名称飼養者の住所及

(一八八) 基本測量の実施の終了

国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省

平成十九年四月十三日

山口県知事 井

関 成

基本測量(二千五百レベルGIS基盤情報整備)

作業の地域

作業の種類

開発区域に含まれる地域の名称

柳井市柳井字沖田

開発許可を受けた者の住所及び氏名

柳井市古開作六一〇番地の五

株式会社ティーレックス

Ξ 作業の期間

光市

平成十八年九月二十一日から平成十九年三月二十日まで

(一八九) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

平成十九年四月十三日

開発区域に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市大字山田字内河内

周南市松保町三番 | 二 | 三〇五号

冷 水

順

山口県知事 = 井

関

成

平成十九年三月一日

兀

落札者を決定した日

般競争入札

Ξ

契約の相手方を決定した手続

落札に係る物品の名称及び数量

会計管理局物品管理課

山口市滝町一番一号

ネットワークパソコン 二百九十三台

事務を担当する課の名称及び所在地

平成十九年四月十三日

山口県知事

_

井

関

成

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

六 落札金額 三千七百三十八万円

檜山事務器株式会社

岩国市今津町一丁目七番一六号

七 入札公告日

平成十九年一月十九日

その他

契約担当者

山口県知事 井 関成

調達方法

購入

(三) 最低価格 落札方式

山口県教育委員会告示第四号

開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市島田二丁目二三番一〇号

株式会社ファノス

開発区域に含まれる地域の名称

柳井市柳井字伊豫金

相当する施設を次のとおり指定した。 博物館法 (昭和二十六年法律第二百八十五号) 第二十九条の規定に基づき、博物館に

平成十九年四月十三日

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

Щ 県 教 育 委 員

会

七

し し 正	9年4月13日	四三二一登設所名録抹	山		県 平成十九	をおり博物館法 (定 四 指定年月日 一四 指定年月日	二一	9 1845 号 四 指定年月日 三 設 置 者	二一所名
ゅん功の認可) 平成十七年五月十三日山口県告示第三百十五号 (公有水面の埋立てに関する工事の 誤		消年月日 平成十九年四月一日置 者 山口県 本 山口県 が 山口県立萩美術館・浦上記念館			± =	とおり博物館の登録を抹消した。 博物館法 (昭和二十六年法律第二百八十五号) 第十五条第二項の規定に基づき、次の	員	月日 平成十九年四月一日	地 萩市大字平安古町五八六番地の一称 山口県立萩美術館・浦上記念館	7日 平成十九年四月一日	地 山口市亀山町三番一号
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	=	ページ
"	"	II .	"	"	"	"	"	"	11	下	段
左 一か 一ら	- 七	— 六	— 五	— 四	_ =	=	=	<u> </u>	九	Ξ	行
九一・七三平方メートル	10の地点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	メートル - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	メートル 一五三度 - ☆分三九秒 - ・七○•	トル六三度一六分三九秒一・〇二メー	★ートル ★ートル	メートル 六三度一六分三九秒一七・〇八	一五三度一六分三九秒	トル六三度一六分三九秒四・四八メー	1の地点と10・地点と10・地点と10・地点と10・地点と10・地点までを順次結んだ線及び	誤
九一・六九平方メートル			メートルニ四三度一六分二九秒三四・二四	→ 五三度四三分二○秒○・三六	トル六三度一七分五四秒九・一九メー	→ 五三度一七分五二秒一・六八	メートル 六三度一七分〇一秒一九·六三	一五六度三五分一四秒	トル 六三度一三分二○秒四・三四メー	1の地点と8の地点8の地点までを順次結んだ線及び	Œ

平成十九年四月十三日発行平成十九年四月十三日印刷

発発 行行 人所

口口県知 事庁

ЩЩ

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)